

「審査基準日以前に6か月を超える恒常的な雇用関係」の取り扱い

平成23年(2011年)3月
滋賀県土木交通部監理課

経営事項審査については、平成22年10月15日に各関連省令の改正が行われ、審査基準の改正等が行われました。このうち、評価対象とする技術者について「審査基準日以前に6か月を超える恒常的な雇用関係のある者」が要件となりましたが、この期間計算については以下のとおりとします。

- (1) 審査基準日(決算日)の前日を起算日とします。
- (2) 起算日の6ヶ月前の月の応当日の翌日を6ヶ月前とします。
ただし、応当日が存在しない場合には翌月の初日を6ヶ月前とします。
- (3) 6ヶ月前の前日を6ヶ月と1日前(6ヶ月を超える)とします。

主な審査基準日での各該当日は下記のとおりです。

審査基準日(決算日)	起算日	6ヶ月前	6ヶ月と1日前 (6ヶ月を超える日)
平成23年 3月31日	平成23年 3月30日	平成22年10月 1日	平成22年 9月30日
平成23年 4月30日	平成23年 4月29日	平成22年10月30日	平成22年10月29日
平成23年 5月31日	平成23年 5月30日	平成22年12月 1日	平成22年11月30日
平成23年 6月30日	平成23年 6月29日	平成22年12月30日	平成22年12月29日
平成23年 7月31日	平成23年 7月30日	平成23年 1月31日	平成23年 1月30日
平成23年 8月31日	平成23年 8月30日	平成23年 3月 1日	平成23年 2月28日
平成23年 9月30日	平成23年 9月29日	平成23年 3月30日	平成23年 3月29日
平成23年10月31日	平成23年10月30日	平成23年 5月 1日	平成23年 4月30日
平成23年11月30日	平成23年11月29日	平成23年 5月30日	平成23年 5月29日
平成23年12月31日	平成23年12月30日	平成23年 7月 1日	平成23年 6月30日
平成24年 1月31日	平成24年 1月30日	平成23年 7月31日	平成23年 7月30日
平成24年 2月29日	平成24年 2月28日	平成23年 8月29日	平成23年 8月28日
平成23年 4月 1日	平成23年 3月31日	平成22年10月 1日	平成23年 9月30日
平成23年10月 1日	平成23年 9月30日	平成23年 3月31日	平成23年 3月30日
平成23年 6月15日	平成23年 6月14日	平成22年12月15日	平成22年12月14日